

令和元年

大東四條畷消防組合議会第1回臨時会会議録

令和元年7月4日 開会

令和元年7月4日 閉会

大東四條畷消防組合議会

令和元年 大東四條畷消防組合議会第1回臨時会会議録

目 次

第1日（令和元年7月4日）（木）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○職務のために出席した者	2
○本会議の会議事件	2
○開会	3
○日程第1 議席の指定について	4
○日程第2 会議録署名議員の指名について	4
○日程第3 会期決定について	4
○日程第4 議会議案第1号上程	5
○日程第5 議長の選挙について	6
○日程第6 議席の変更及び指定について	8
○日程第7 副議長の選挙について	9
○日程第8 報告第1号上程	10
理事者説明	10
○日程第9 議案第5号上程	11
理事者説明	11
採決	11
○日程第10 議案第6号上程	12
理事者説明	12
採決	13
○日程第11 議案第7号上程	13
理事者説明	13
質疑	14
採決	15
○日程第12 議案第8号上程	15
理事者説明	15
質疑	16
採決	18
○閉会	19

令和元年 大東四條畷消防組合議会第1回臨時会（第1日）

令和元年7月4日（木）

○ 議 事 日 程

第1			議席の指定について
第2			会議録署名議員の指名について
第3			会期決定について
第4	議会議案	第1号	議長の辞職許可について
第5	選挙	第1号	議長の選挙について
第6			議席の変更及び指定について
第7	選挙	第2号	副議長の選挙について
第8	報告	第1号	交通事故に係る専決処分の報告について
第9	議案	第5号	大東四條畷消防組合監査委員の選任について
第10	議案	第6号	大東四條畷消防組合情報公開条例の一部を改正する 条例について
第11	議案	第7号	大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する 条例について
第12	議案	第8号	大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する 条例について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1から第12まで

○議員定数9名

出席議員8名

1番 大東 真司

4番 水落 康一郎

8番 渡辺 裕

2番 寺坂 修一

5番 澤田 貞良

9番 島 弘一

3番 天野 一之

7番 土井 一慶

欠席議員1名

6番 大矢 克巳

○説明者

管理者

東坂 浩一

大東消防署長

瀧田 昭彦

副管理者

東 修平

四條畷消防署長

西岡 栄治

会計管理者

山鬼 太

次長兼

消防長

牧野 功

大東消防署消防課参事

前田 長昭

消防次長

田中 伸和

次長兼警防課長

木村 真敏

総務課長

堤 悟士

予防課長

横田 博

○職務のために出席した者

総務課課長補佐 古川 智広

予防課課長補佐 片山 和広

予防課課長補佐 井藤 健

警防課課長補佐 加藤 久夫

警防課課長補佐 村上 晃三

○事務局

総務課上席主査 春日 直樹

総務課上席主査 藤川 俊輔

総務課主査 野村 達也

○本会議の会議事件

- ・交通事故に係る専決処分の報告について
- ・大東四條畷消防組合監査委員の選任について
- ・大東四條畷消防組合情報公開条例の一部を改正する条例について
- ・大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例について
- ・大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について

【開会 13時35分】

(寺坂議長) これより、令和元年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第1回臨時会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(寺坂議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和元年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、専決処分の報告1件、人事案件1件、条例の一部改正3件の合計5件でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(寺坂議長) 次に事務局より議員の出欠状況の報告をお願いします。

(春日総務課上席主査) 大矢議員は欠席する旨の届出がございましたので、ご報告を申し上げます。

(寺坂議長) 本日は、8名の出席をいただいております。この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

次に、事務局より諸般の報告をお願いいたします。

(春日総務課上席主査) ご報告をさせていただきます。

四條畷市議会より選出されておりました藤本議員、吉田議員、曾田議員、瓜生議員が当組合議員の職を離職されたことに伴い、四條畷市議会において当組合議会議員の選出選挙が行われましたところ、大矢議員、土井議員、島議員、渡辺議員が新たに選出されておられますのでご報告いたします。

以上でございます。

【日程第1 議席の指定について】

(寺坂議長) これより、議事に入ります。

日程第1 議席指定の件を議題といたします。

議席指定は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席につきましては、ただいまご着席のとおりとさせていただきます、私、寺坂は9番といたします。

【日程第2 会議録署名議員の指名について】

(寺坂議長) 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号1番 大東議員、8番 渡辺議員を指名いたします。

【日程第3 会期決定について】

(寺坂議長) 次に、日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。暫時休憩いたします。

【休憩 13時42分】

(9番・寺坂議長退席)

【再開 13時44分】

(春日総務課上席主査) 再開に先立ちまして、事務局からご連絡を申し上げます。

先ほど、寺坂議長から議長辞職願が提出されました。したがって、大東四條畷消防組合議会議長及び副議長が不在であることから、地方自治法第107条の規定により、選挙を行うまでの間、年長の議員が臨時に議長の職務を行うとされております。

つきましては、本日ご出席の年長議員は島議員でいらっしゃいます。島議員、議事進行をよろし

くお願いいたします。

【島議員 議長席へ移動】

【日程第4 議長の辞職許可について】

(島議員) 議長を交代いたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りいたします。

ただいま寺坂議長より議長辞職願が提出されましたので、この際、議長の辞職許可についての件
を日程に追加し、議題とし、先議いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よってこの際、議長の辞職許可についての件を日程に追加し、議題とし、先議することに決定い
たしました。

なお、日程番号については、本件を日程第4といたします。

それでは、日程第4、議会議案第1号 議長の辞職許可についての件を議題といたします。

事務局より辞職願を朗読いたします。

(春日総務課上席主査) 辞職願

私はこの度、一身上の都合により消防組合議会議長の職を辞したいので許可くださるようお願い
します。

令和元年7月4日

大東四條畷消防組合議会議員 寺坂 修一

大東四條畷消防組合議会臨時議長 島 弘一 様

以上です。

(島議員) お諮りいたします。

寺坂議長の議長辞職を許可することにご異議はございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって寺坂議長の議長辞職は許可されました。

【9番 寺坂議員復席】

ただいま議長を辞職されました寺坂議員よりご挨拶をいただきます。

(寺坂議員) 議長の辞職に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げたいと思っております。

昨年7月、皆様のご推挙により議長という大役を仰せつかり、微力ではありましたが、議長の職

責を果たすべく1年間邁進してまいりました。

本日こうして議長の職を辞する日を迎えられましたのも、議員の皆様、また管理者をはじめ理事者の皆様のご協力のおかげと感謝を申し上げます。今後とも、組合議員として、責務を果たしてまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

(島議員) ありがとうございました。

ただいま議長を辞職されました寺坂議員に対し、議会を代表いたしまして一言お礼を申し上げます。

寺坂議員は、議長としてその職務に精励され、消防行政の推進のため大きく貢献されました。ここに深甚なる敬意を表しますとともに、今後とも健康にご留意され、市民の安心・安全の向上のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げます。お礼の言葉といたします。どうもありがとうございました。

お諮りいたします。

ただいま寺坂議員の議長辞職に伴い議長に欠員が生じたので、この際、地方自治法第103条第1項の規定により、議長選挙の件を日程に追加し、議題とし、先議いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よってこの際、議長の選挙についての件を日程に追加し、議題とし、先議することに決定いたしました。

なお、日程番号については、本件を日程第5といたします。

【日程第5 議長の選挙について】

(島議員) 日程第5 選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、投票によりたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は8名です。投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

【「なし」の声あり】

配布漏れなしと認めます。

(投票箱設置)

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

投票箱異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局が氏名を読み上げますので、点呼の順番により投票願います。

投票順は議席番号順とし、私、島を最終とします。

点呼を命じます。

(春日総務課上席主査) それでは、議席番号順で点呼をとらせていただきます。

1番 大束議員、2番 天野議員、3番 水落議員、4番 澤田議員、6番 土井議員、8番 渡辺議員、9番 寺坂議員、7番 島議員 以上でございます。

(投票終了)

(島議員) 投票漏れはありませんか。

【「なし」の声あり】

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、2番天野議員、6番土井議員を指名いたします。両議員の立会いを願います。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数8票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票 8 票、
無効投票 0 票
有効投票中、島議員 8 票
以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。
よって、私、島が議長に当選となりました。
会議規則第 31 条第 2 項の規定により、告知します。
引き続き、この場で就任のごあいさつをさせていただきます。

ただ今、皆様方のご推挙を賜り議長に当選いたしましたことは、身に余る光栄でございます。この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

今後、議会運営につきましては、大東市、四條畷市の消防行政の推進に懸命の努力を傾注し、この大役を果たしたく存じますので、議員各位並びに管理者はじめ理事者の皆様方におかれましては、どうか温かいご支援、ご協力をお願い申し上げます。

簡単措辞ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【日程第 6 議席の変更及び指定について】

(島議長) 次に、議席の変更及び指定についての件を日程に追加し、議題とし、先議いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、この際、議席の変更及び指定についての件を日程に追加し、議題とし、先議することに決定いたしました。

なお、日程番号については、本件を日程第 6 といたします。

それでは、日程第 6 議席の変更及び指定の件を議題といたします。議席の変更及び指定は、会議規則第 3 条の規定により行います。

変更後の議席と氏名を事務局より朗読させます。

(春日総務課上席主査) 1 番 大束議員、2 番 寺坂議員、3 番 天野議員、4 番 水落議員、5 番 澤田議員、6 番 大矢議員、7 番 土井議員、8 番 渡辺議員、9 番 島議員。以上でございます。

(島議長) お諮りいたします。

ただいま、事務局が朗読したとおり、議席を変更することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議席につきましては、ただいま朗読のとおりとさせていただきます。
暫時休憩いたします。

【休憩 13時55分】

【再開 13時56分】

【日程第7 選挙第2号 副議長の選挙について】

(島議長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第7 選挙第2号 副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に水落議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました水落議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました水落議員が副議長に当選いたしました。当選いたしました水落議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知します。

この際、水落議員にご挨拶を受けることといたします。

(水落議員) ただ今、皆様方のご推挙を賜り副議長に選任いただきましたことは、身に余る光栄でございます。この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

今後、議会運営につきましては、皆様方のご指導を得まして、議長のよき補佐役としてこの大役を果たたく存じますので、どうか温かいご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。簡単措辞ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。

【日程第8 交通事故に係る専決処分について】

(島議長) 次に、日程第8 報告第1号「交通事故に係る専決処分の報告」の件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

(西岡四條畷署長) 議長

(島議長) 西岡署長

(西岡四條畷署長) 報告第1号「交通事故に係る専決処分の報告」についてご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

平成30年12月27日午前8時50分ごろ、四條畷市塚脇町5番先交差点において、火災現場で活動している隊員の交代要員として出場し、緊急走行していた消防ポンプ自動車が、赤信号で交差点に進入した際、軽自動車と衝突し、双方の車両が損傷したものでございます。

この事故に対する過失割合は、本組合車両が15%、相手方車両が85%となり、本組合は、相手方損害額459,000円に対して68,500円を、相手側は、本組合車両の損害額190,000円に対して161,500円を賠償することで示談が成立したものでございます。

交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により令和元年5月28日に専決し、68,500円の損害賠償を支払ったもので、同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

公用車の運行につきましては、日々の業務の中で、職員に安全確認等の注意喚起を行っているところでございますが、今回の事態を重く受け止め、再びこのような事故のないよう、安全運転の励行と再発防止の徹底に努めてまいります。

(島議長) 暫時休憩いたします。

【休憩13時59分】

【再開14時00分】

(島議長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(西岡四條畷署長) 議長

(島議長) 西岡署長

(西岡四條畷署長) 損害賠償額の訂正をさせていただきます。損害賠償額につきましては68,850円でございます。以上でございます。

(島議長) 質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、これをもって終了いたします。

【日程第9 大東四條畷消防組合監査委員の選任について】

(島議長) 次に、日程第9 議案第5号「大東四條畷消防組合監査委員の選任について」の件を議題といたします。

渡辺議員には、地方自治法第117条の規定により、ご退場のほどお願いいたします。

(8番・渡辺議員退場)

(島議長) 理事者に説明を求めます。

(東坂管理者) 議長

(島議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 議案第5号 大東四條畷消防組合監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、種々検討した結果、渡辺議員が最も適任と思料されますので、地方自治法第196条第1項の規定により、その選任につきまして議会に同意を求めるものでございます。

以上でございます。何卒、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

(島議長) これより、本件に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって議案第5号は原案のとおり同意することに決しました。
退場願っております渡辺議員の入場をお願いいたします。

【8番・渡辺議員復席】

(島議長) 渡辺議員に申し上げます。
本件について、ただいまの審議の結果、原案に同意することに決しました。
これより渡辺議員に、ご挨拶を受けることといたします。

(渡辺議員) ただいま議員各位のご同意を賜り、議会選出の監査委員に選任いただきましたことは、この上なく光栄に存ずるところであり、その責任の重大さを痛感いたしております。

この上は、皆様方のご指導と私の議会経験などを十分に生かしながら、消防組合の行財政の適正かつ公正な遂行に努めてまいり所存であります。

どうか、組合議員各位並びに理事者各位のなご一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。ご挨拶といたします。

【日程第10 大東四條畷消防組合情報公開条例の一部を改正する条例について】

(島議長) 次に、日程第10 議案第6号 大東四條畷消防組合情報公開条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(島議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第6号『大東四條畷消防組合情報公開条例の一部を改正する条例』につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の3ページ、4ページをお開きください。併せて、議案説明資料の1ページをご覧ください。

改正概要につきましては、2点ございます。

まず1点目は、情報公開請求の対象となる情報の範囲について、条例においてより明確にする必要があることから、その定義を「公文書等の管理に関する法律」における「行政文書」の定義と同趣旨の規定をおく改正を行うものでございます。

具体的には、現行の規定に「職員が組織的に用いるもの」という定義を追加し、条例に基づく情報公開請求の対象となる文書の範囲を、より明確にいたします。

次に、2点目は、より健全な情報公開制度とするため、情報を請求する者の責務についての規定を追加するものでございます。

具体的には、「市民の知る権利を保持する等の情報公開制度の目的に則した、適正な請求をする」旨の規定を追加するものでございます。

施行日につきましては、公布の日からとしております。

以上、何とぞよろしく、ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

(島議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

これより議案第6号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

【日程第11 大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例について】

(島議長) 次に、日程第11 議案第7号 大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

(横田予防課長) 議長

(島議長) 横田予防課長

(横田予防課長) 議案第7号『大東四條畷消防組合手数料条例の一部を改正する条例』につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の5ページから6ページをお開きください。

また、議案説明資料2ページの概要も併せてご覧ください。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、「大東四條畷消防組合手数料条例」の一部改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、消防法の規定に基づく許認可事務の手数料につきまして、改正のあった同政令と同額に見直し、令和元年10月1日から施行するものでございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(島議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(天野議員) 議長

(島議長) 天野議員

(天野議員) 天野です、よろしく申し上げます。少々確認をさせていただきます。この今回条例改正のところ、国の地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正というところの令和元年5月24日の改正によるものというふうに解釈しております。この内容を見ますと、一点は10月1日からの消費税増税に合わせて、手数料なども引き上げていくという概要的な内容ということになっておまして、それに準じて今回この組合の手数料条例の一部改正されるというふうに解釈しております。

一つ余談なんです、私達としては消費税増税に関しては延期をしていくという考えがあるんですが、そこで一つ確認をさせていただきます。まず、この手数料の引き上げの中身を見ますと、国の政令のところも併せて、浮き屋根式の屋外タンク貯蔵所などの設置許可に係る部分のみが、手数料の引き上げ対象になっているかというふうに解釈しております。新旧対照表を見させて頂いたんですけども、まずはこの部分だけが、国の政令に基づいて、なぜ引き上げの対象になっているかという背景について、お伺いします。それともう一点目は、大東四條吸消防組合の当管轄内において、引き上げに対する浮き屋根式屋外タンク貯蔵所などの設置関係に該当する施設があるかどうか。この2点を確認させていただきます。

(横田予防課長) 議長

(島議長) 横田予防課長

(横田予防課長) まず今回の手数料引き上げに伴う事務実績についてお答えいたします。今回手数料の改正にあった事務実績につきましては、当消防組合におきましては前例のない許認可事務の手数料となります。また、手数料の一部が引き上げている事に伴います事につきましては、特に8%から10%の手数料、消費税増額を加味した場合、影響を受ける事が大きい手数料のみを引き上げたものと承知しております。以上でございます。

(島議長) 他に質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。反対のご意見はございますか。

【「なし」の声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

これより議案第7号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

【日程第12 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について】

(島議長) 次に、日程第12 議案第8号 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

(横田予防課長) 議長

(島議長) 横田予防課長

(横田予防課長) 議案第8号「大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の7ページから8ページ、議案説明資料3ページをお開き願います。議案説明資料に沿ってご説明申し上げます。

本議案は、飲食店、百貨店やホテルなど不特定多数の方が利用される建物や病院や社会福祉施設など、ひとたび火災が起これば多くの死傷者が発生するおそれのある防火対象物について、利用者自らがその建物の危険性に関する情報を入手できるように、重大な消防法令違反が認められる防火対象物を公表する制度を設けること及び、関係法令の改正に伴い、所要の規定整備を図るために「大東四條畷消防組合火災予防条例」の一部改正をお願いするものでございます。

改正内容といたしましては、防火対象物の消防用設備等の状況の公表のために、第47条の3の規定を新たに追加するものです。第1項で防火対象物の消防用設備等の設置状況が法令に違反している場合、当該防火対象物を利用する方に対し、違反している旨を公表することができることとするものでございます。

第2項につきましては、法令基準に違反している防火対象物を公表する場合は、事前に公表する旨を当該防火対象物の関係者に周知するものでございます。

第3項につきましては、公表する防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きを、規則で定めるとするものでございます。

その他、避雷設備に関する事項、住宅用防災警報器等の設置免除に関する事項の改正につきましては、関係法令が改正されたことに伴い、所要の規定整備を行うものでございます。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行するものでございますが、消防法令に違反する防火対象物の公表に関することにつきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。
何卒、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(島議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(大東議員) 議長

(島議長) 大東議員

(大東議員) 今回、この条例の一部改正が出てきましたけど、議会の方で一般質問を予定しておりましたが、ここでも出てきましたので、ここで質問させていただきます。今回のこの条例において、違反をしている企業や店舗、それに対して名前の公表をしていくという事でございます。例えば名前の公表と言いましても、様々なやり方がございますけども、有名無実、法はあるけれどもそういった事を行わない事は結構あるんで、今回は消防のこの条例が開始を伴って、どのような形で公表を、悪質なところを行っていくのかという事をまずはお願いします。

(横田予防課長) 議長

(島議長) 横田予防課長

(横田予防課長) 公表の方法についてお答えいたします。違反のある対象物の名称、所在地などを消防本部のホームページにおいて掲載することを予定しております。

(大東議員) 議長

(島議長) 大東議員

(大東議員) 内容をどういうふうに表示するというよりも、どういう形に至った場合に公表するかという事も答えて頂きたいなと思います。それと、もう一つは、今消防本部として、様々な企業にこの条例に伴ってかも知れませんが、抜き打ちの検査を多数行っていると伺いました。そういった中で改修を求められる企業も発生すると思うんですけども、工場の大きさとか、店舗の大きさによって、大変な多額な金額をかけてこの規格に基づいて設置しなければならないと聞いております。その中で、一度に消防設備の改正というのを設置というのを求められるという点で、大変ご苦労されている企業もございます。そこで、やはり激変緩和と言いましょうか、もちろん違反をしてはならないんですけども、しかる計画書を基に、提出していただいでできる限り早期の改修

を求めるという事で、複数年に渡る財政の措置をできないものかとお伺いをしたいと思っていますのでよろしくをお願いします。

(横田予防課長) 議長

(島議長) 横田予防課長

(横田予防課長) まず、どのような形になれば、違反となるかについてご説明申し上げます。

条例施行後、消防本部が行う立ち入り検査におきまして、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかが全く設置されていない対象物につきまして、まず公表の対象の違反となります。公表される対象の建物につきましては、病院や社会福祉施設、飲食店、ホテルなど不特定多数の方が利用される、特定防火対象物と呼ばれるものを対象としております。

立ち入り検査を通知した日から、14日継続してなお、違反状態が確認された場合には、相手方に通知を行い、公表に至るという事になります。

財政上の措置という事でご質問を頂いたのですが、今はもう企業の方にご提案させて頂いているのが、消防設備等の、国からの情報提供がありました政府関係機関、金融機関等の融資制度というものがありまして、そういった国から頂いた情報を相手方の求めに応じて、提供して、なるべく違反が是正されるように努めております。

(大東議員) 議長

(島議員) 大東議員

(大東議員) 是非ともですね、指摘を受けてほったらかす所は一番悪質な訳でありまして、それに基づいて、計画書を出して全面改修を行う事であれば、その財政的な支援として激変緩和措置をして頂くのも、大東四條畷消防においては柔軟な体制で臨んで頂きたいとお伺いをしたいというふうに思います。消防長よろしくをお願いします。

(牧野消防長) 議長

(島議員) 牧野消防長

(牧野消防長) この違反の公表制度につきましては、当然違反を公表するという事が目的ではございません。今まさに立ち入り検査をしております。違反のある所も散見されます。そういう所に地道にやり方を工夫するなり、法令を遵守した上で、公表するときに「実は公表する案件はありません」という公表ができたならなというふうに進めてまいりたいと思います。以上です。

(島議長) 他に意見はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。反対のご意見はございますか。

【「なし」の声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

これより議案第8号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(島議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

令和元年大東四條啜消防組合議会第1回臨時会を招集させていただき、ご提案いたしました各議案等につきまして、慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠に有難うございました。

今議会中に賜りました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に十分に活かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうも有難うございました。

(島議長) 本臨時会の全日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、令和元年大東四條啜消防組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご起立ください。

「礼」「ありがとうございました。」

どうもご苦労様でございました。

【閉会 14時27分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 島 弘一

1 番議員 大東 真司

8 番議員 渡辺 裕